

池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会設置要綱

（趣旨）

第一条 戦時中旧日本海軍航空廠用地として使用された、逗子市池子、久木並びに横浜市金沢区六浦町は、昭和20年9月1日米陸軍に接收され、現在もなお米軍により使用されている。

この地は、戦後の自然緑地がそのまま残され、今でも春になると山桜がいちめんに咲き乱れ森林公園に最適の地である。

この土地の接收を早急に解除して、観光、風致地区として発展してきた金沢区にふさわしい市民のための公共施設を設けるため、接收解除の促進運動を展開するものである。

なお、本地区は、立地の関係上、逗子市と連絡をとり、促進運動を進めていくものとする。

（名称）

第二条 本協議会は、池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会と称する。
（以下協議会という。）

（組織）

第三条 本協議会の委員は次の者をもってこれにあてることができる。

- 1 地域住民組織代表者
- 2 関係諸団体の代表者
- 3 その他学識経験者

（役員）

第四条 本協議会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 常任委員 若干名
- 4 顧問 若干名

（役員を選任）

第五条 正副会長の選出は委員の互選による。

- 2 顧問は区内選出の区市会議員及び学識経験者を会長が推薦する。

（役員の仕事）

第六条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を総理し、会議を召集し議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の指定した者より、その職務を代理する。
- 3 委員は、本協議会の目的達成のための一般的事項を審議する。
- 4 顧問は、会議に列席し、諮問に応ずると共に意見を述べる。

（会議）

第七条 会議は次のとおりとし、会長が認めたとき、随時開催するものとする。

- 1 委員会
- 2 住民大会（必要により開催する。）

（解散）

第八条 本協議会は、その目的を達成したとき、解散する。

（付則）

第九条 この要綱は昭和46年2月5日より実施する。

第十条 この要綱は状況に応じ、必要な事項を補足する。